

マイナンバーカードの郵送受取のお申込みをされた方へ

1. 今後の流れについて

- ▶ 1～2か月程でマイナンバーカードを作成します。
- ▶ その後、受付時に記入していただいた「個人番号カード・電子証明書 設定暗証番号記載票」に記載のある暗証番号を職員がマイナンバーカードに設定します。設定後に、マイナンバーカードを住所地に郵送します。
- ▶ 転送不要で郵送します。

2. 申請から受取までの期間

- ▶ 申請から受取までの期間は1～2か月程です。

3. マイナンバーカードの送付方法

- ▶ 本人限定受取郵便（特例型・書留）による送付を希望された方
 - ① 郵便局から電話連絡があり、到着通知書が郵送されます。
 - ※ 町から送付する封筒に電話番号を記入しますので、ご了承ください。
 - ② 郵便窓口、または本人の自宅に配達のいずれかにて本人がお受取ください。
 - ※ 郵便局での置き期間は、到着通知書が届いてから10日間です。
 - ※ 受取時に本人確認書類を提示していただきます。
(本人確認書類の例) 運転免許証、旅券、在留カード、特別永住者証明書など
- ▶ 簡易書留による送付を希望された方
 - 本人の自宅に配達します。同居家族も受取ができます。
 - ※ 郵便局での置き期間は7日間です。
 - ※ 引き受けから配達までの郵便物等の送達過程を記録します。
不在の場合等は郵便局にお問い合わせください。

4. 注意事項

- ▶ 顔写真の適不適の決定はカードを発行する地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が行うため、太子町の窓口で適切な写真であると判断した場合でも不備となる場合があります。ご了承ください。
- ▶ 申請後、住所や氏名に変更が生じた場合、住民人権課までご連絡ください。
- ▶ 保管期間満了のため町役場に返却されたカードは再送しません。
カードが役場に返却された場合は、後日、交付通知書（ハガキ）を送付しますので、再度役場にお越しいただき、お受け取りください。

5. マイナンバーカードに関するお問い合わせ先

太子町 政策総務部 住民人権課 ☎ 0721-98-5515（直通）